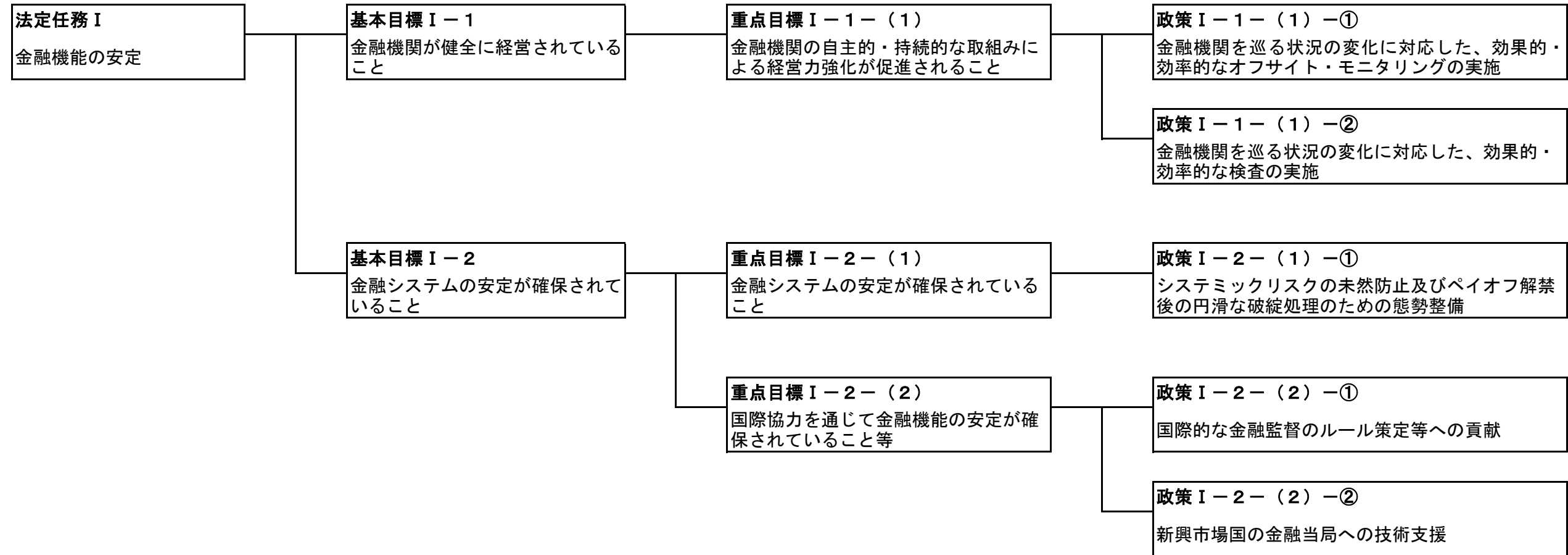


# 平成19年度実績評価書要旨

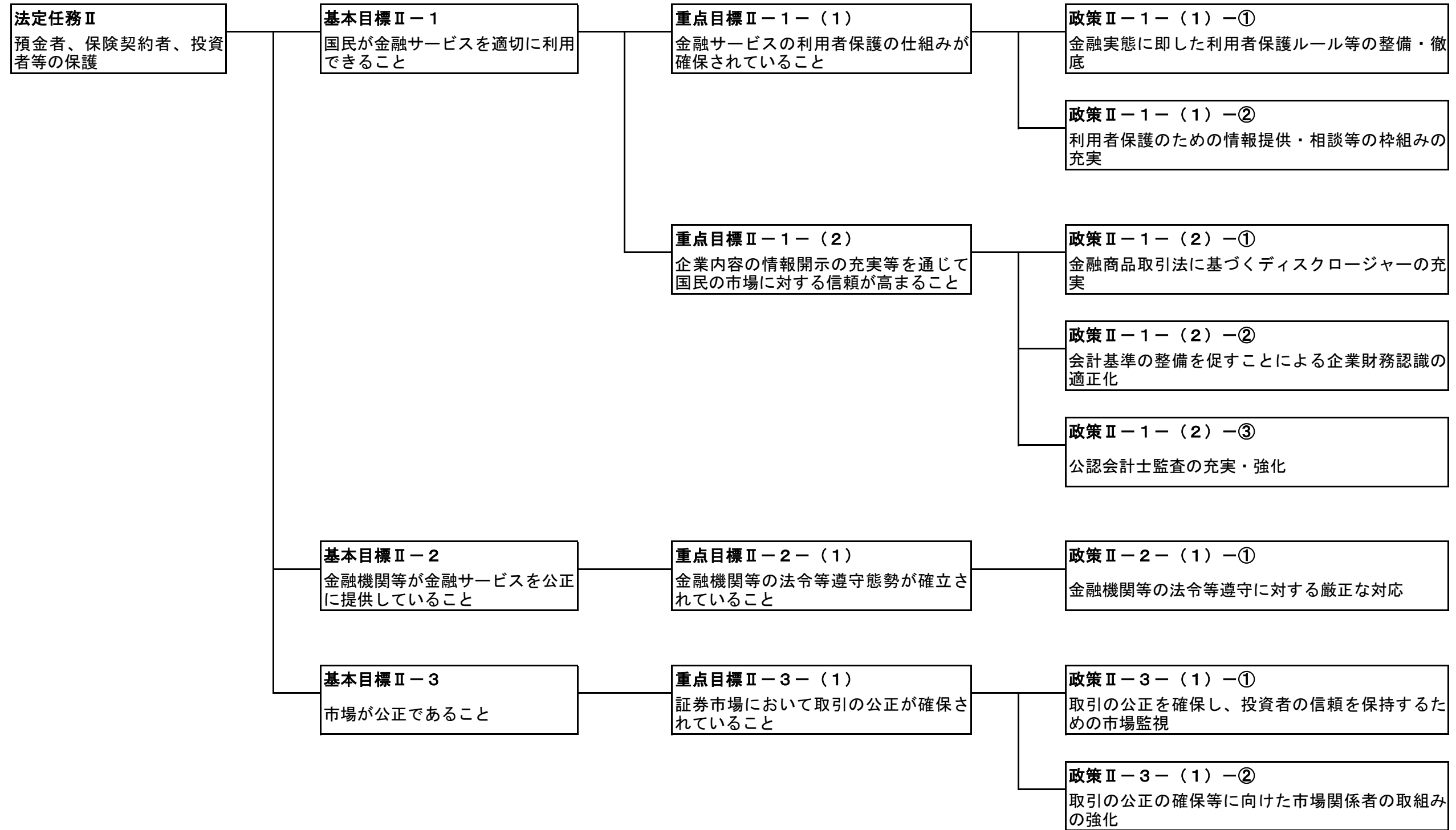
(評価対象期間:平成19年7月～20年6月)

平成20年9月  
金融庁

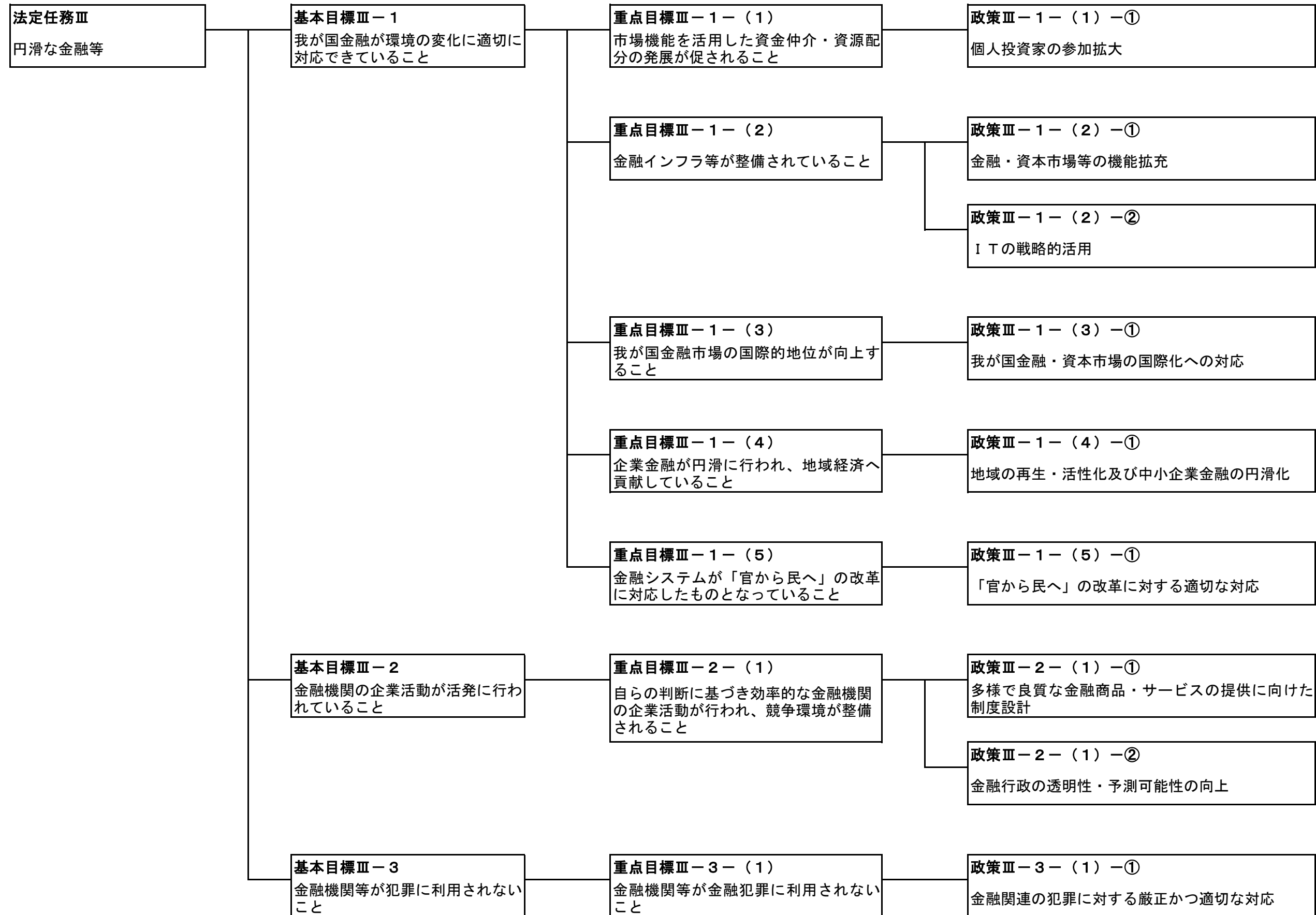
平成19年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



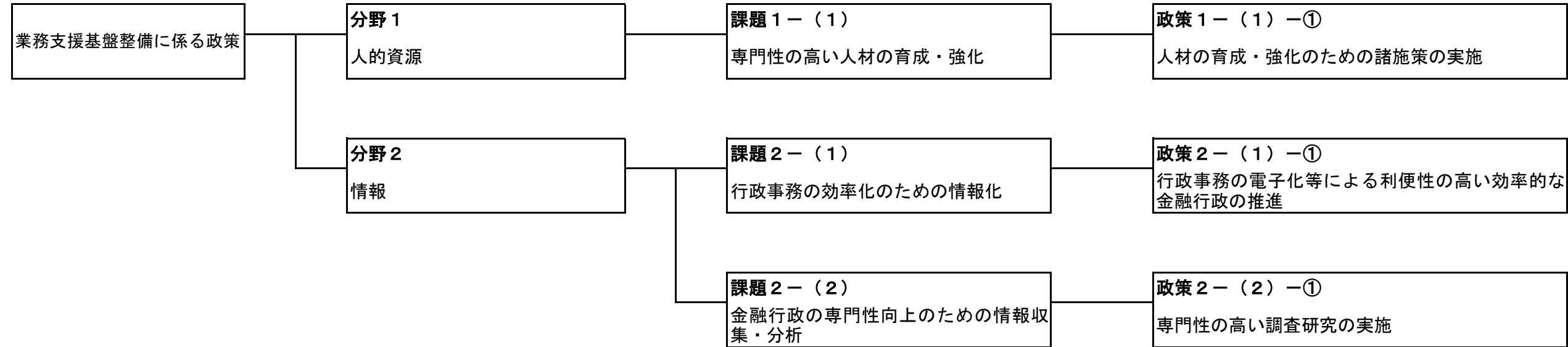
平成19年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



平成19年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



平成19年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局総務課信用機構対応室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成20年8月

<p>政策名</p>	<p>金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施  (平成19年度実績評価書：21頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け  政策Ⅰ-1-(1)-①</p>																						
<p>政策の概要</p>	<p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、監督態勢の強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用等を図ることとする。</p>																							
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、金融機関の各種リスクの状況等についてのモニタリングが必要である。 また、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたリスク管理に関するルールの整備、我が国の金融を巡るコングロマリット化への対応、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を行うことが必要である。</p> <p>(効率性) 検査・監督連携会議の開催などにより、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、効率的なモニタリングの実施に資した。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(有効性) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、サブプライムローン問題に対する迅速かつ適切な対応を行うなどの施策は、金融機関等のリスク管理を高度化し、健全かつ適切な運営の確保に資するとともに、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であった。</p> <p>(反映の方向性) ・金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためのコンピュータ・システムの機能強化 ・金融機関のリスク管理にかかる教訓を盛り込んだ主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を踏まえた各金融機関のリスク管理の高度化の取組みの状況について注視 ・金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、リスク管理に関するルールの必要に応じた見直し ・保険会社のソルベンシー・マージン比率の算出基準等の見直し ・必要に応じて金融コングロマリット監督指針の内容の見直し ・早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1496 1232 1798"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>主要行の不良債権比率</td> <td>%</td> <td>2.9 (17年3月末)</td> <td>1.8</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> <td>17年3月末時点の水準以下に維持されること。</td> <td>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	主要行の不良債権比率	%	2.9 (17年3月末)	1.8	1.5	1.4	17年3月末時点の水準以下に維持されること。	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
				18年3月末	19年3月末	20年3月末																		
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	主要行の不良債権比率	%	2.9 (17年3月末)	1.8	1.5	1.4	17年3月末時点の水準以下に維持されること。	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等  第169回国会施政方針演説</p>	<p>年月日  平成20年1月18日</p>	<p>記載事項(抜粋)  米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p>																					

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：検査局総務課

<b>政策名</b>	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 (平成19年度実績評価書：31頁)	<b>政策体系上の位置付け</b>  政策Ⅰ－1－(1)－②																					
<b>政策の概要</b>	金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、ベター・レギュレーションの考え方を踏まえて策定した検査基本方針・検査基本計画に従って金融検査を実施するとともに、平成18年1月より施行を開始していた金融検査評定制度を全面的な本格施行に移行した。【根拠法令】銀行法第25条等																						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>                  金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。</p> <p><b>(効率性)</b>                  事務年度の当初に検査基本方針・基本計画を定め、リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築に係る検証をはじめとして、金融実態に応じた的確な検査の実施に努め、効率的に政策を実施した。</p> <p><b>(有効性)</b>                  金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があった。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスクをはじめとする各種リスク管理態勢の検証</li> <li>・金融機関の円滑なシステム統合等に向けたシステムリスク管理態勢の検証の充実</li> <li>・財務局の検査水準を高度化するための指導体制の強化</li> <li>・eラーニングを通じた検査官の検査能力・技術の更なる向上</li> <li>・金融検査評定制度の経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法台上的立入検査の目的規定とされている。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況		※左記指標は、定性的指標である。					金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法台上的立入検査の目的規定とされている。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
			17年度	18年度	19年度																		
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況		※左記指標は、定性的指標である。					金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法台上的立入検査の目的規定とされている。															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																				

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

評価実施時期：平成20年8月

<p>政策名</p>	<p>システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備  (平成19年度実績評価書：38頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け  政策 I-2-(1)-①</p>																									
<p>政策の概要</p>	<p>預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切な運用、名寄せデータの精度の維持・向上等、システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を実施していく。</p>																										
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融システムの枠組みが金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>(効率性) 預金保険制度の周知及び適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができる。</p> <p>(有効性) 預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られている。 りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られており、また、足利銀行については、野村・ネクストグループを受皿として選定し、株式の譲渡に向けた諸手続も着実に進捗が図られている<sup>(注)</sup>。 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている。 (注) 20年7月1日に同行の全株式が預金保険機構から足利ホールディングスに譲渡されている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の認知度の維持・向上のための広報活動</li> <li>・ 預金保険法第102条の適切な運用</li> <li>・ 名寄せデータ精度の維持・向上、関係機関（預金保険機構）との連携強化</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="397 1552 1228 1834"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること</td> <td>預金保険制度についての国民の理解の状況 <small>(「知っていた」と回答した世帯)</small></td> <td>%</td> <td></td> <td>80.9</td> <td>81.3</td> <td></td> <td rowspan="2">金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>名寄せデータの整備状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年	19年	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること	預金保険制度についての国民の理解の状況 <small>(「知っていた」と回答した世帯)</small>	%		80.9	81.3		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。	名寄せデータの整備状況					
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方														
				18年	19年																						
システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること	預金保険制度についての国民の理解の状況 <small>(「知っていた」と回答した世帯)</small>	%		80.9	81.3		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。																				
	名寄せデータの整備状況																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																								



# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局総務課国際室

政策名	国際的な金融監督のルール策定等への貢献 (平成19年度実績評価書：47頁)		政策体系上の位置付け																						
			政策Ⅰ-2-(2)-①																						
政策の概要	<p>世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中、国際的な取組みを通じて各国の金融システムの安定を図ることは、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながるものであり、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えていることから、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画していく。</p>																								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に参加し、国際的なルール策定等に対して積極的に貢献することが必要である。</p> <p>(効率性) 各種の国際的なフォーラム等に積極的に参加することによりルール策定に貢献することは、我が国の金融システムの一層の安定化や国際金融システムの安定を通じた世界経済の健全な発展にとって適切である。</p> <p>(有効性) 各種の国際的なフォーラム等に参加し、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール（基準・原則・報告等）策定に積極的な貢献を行い、また、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることにより、国際金融システム並びに我が国金融システムの一層の安定化に資することが期待される。</p> <p>(反映の方向性) ・国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ・海外監督当局との連携強化等 ・マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること</td> <td>金融庁が参画している各国国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りを受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※左記指標は、定性的指標である。</p>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況							国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りを受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				17年度	18年度	19年度																			
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況							国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りを受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	WTO交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、貢献を行う。EPAについて締結国数、質ともに充実させる。																						
金融・資本市場競争力強化プラン	平成19年12月21日	各国の規制・監督の国際的な整合性を確保し、また、国際的な市場動向に的確に対応するため、今後とも国際会議や二国間協議等の場を活用して中身の濃い情報・意見交換を行い、各国と協力して共通の課題に取り組んでいく。 こうした観点から、欧米の海外当局との定期的な意見交換をさらに充実するとともに、成長著しいアジア市場の監督当局との連携強化を図ることとし、その一環として、中国の監督当局等との定期協議を開始する。 また、二国間、多国間で監督当局間の情報交換に関するネットワークを拡大し、海外の金融システムや金融・資本市場に関する情報収集能力を高めるとともに、その活用を通じて、金融機関の国際的な活動に対する監督の実効性を高め、クロスボーダー化する市場の公正性を担保すべく、不正な取引の排除に努める。																							

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局総務課国際室

<p>政策名</p>	<p>新興市場国の金融当局への技術支援 (平成19年度実績評価書：60頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策I-2-(2)-②</p>																						
<p>政策の概要</p>	<p>我が国と緊密な経済関係を有するアジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは中長期的に我が国の金融システムの一層の安定化に資するものであることを踏まえ、アジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組む。</p>																							
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化(アジア大洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉の進展に伴い、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等)や取り組みの有効性等を踏まえ、取り組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠である。なお、近年、我が国とアジアの新興市場国との経済的繋がりは一層強化される傾向にあることから、我が国金融機関の地域内での円滑な活動を支援する観点からも、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することは必要である。</p> <p>(効率性) 新興市場国に対する研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものとなっている。</p> <p>(有効性) 各研修の終了後、研修の成果が当局の能力向上に役立っているかを調査するためのアンケート調査の結果、回答者の概ね7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与したものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ・技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への取り組み</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="422 1615 1203 1912"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること</td> <td>研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)</td> <td></td> <td>(有効性)欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)		(有効性)欄を参照。					中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				17年度	18年度	19年度																		
アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)		(有効性)欄を参照。					中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 金融・資本市場競争力強化プラン</p>	<p>年月日 平成19年12月21日</p>	<p>記載事項(抜粋) 各国の規制・監督の国際的な整合性を確保し、また、国際的な市場動向に的確に対応するため、今後とも国際会議や二国間協議等の場を活用して中身の濃い情報・意見交換を行い、各国と協力して共通の課題に取り組んでいく。</p>																					

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名： 総務企画局企画課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成20年8月

政策名	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	政策体系上の位置付け
	(平成19年度実績評価書：66頁)	政策Ⅱ-1-(1)-①

政策の概要	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指し、引き続き、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを行うとともに、金融関連犯罪の防止に取り組む。
-------	---

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融を巡る環境が日々変化している中で、金融実態に対応した利用者保護ルール等が整備され、適切かつ円滑に運用されているかについてフォローアップをし、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムを整備し続けることが必要である。</p> <p>(効率性) 金融商品取引法の本格施行や多重債務問題改善プログラムへの取組みなど、金融実態に的確に即した利用者の保護ルール等を整備している。</p> <p>(有効性) 金融商品取引法の適切かつ円滑な施行のためのフォローアップや多重債務者問題への取組みにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような利用者保護ルールの一層の充実が図られた。 また、振り込め詐欺救済法の成立や、盗難通帳及びインターネットバンキングによる預金等の不正払戻しに対する金融機関の対応の見直し等により、金融関連犯罪の未然防止やその被害者の保護がさらに図られた。</p> <p>(反映の方向性) ・金融商品取引法、貸金業法、振り込め詐欺救済法の円滑な運用 ・預貯金者保護法等の適切な運用</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること</td> <td>金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(毎年度)</td> <td>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況		※左記指標は、定性的指標である。				(毎年度)	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。									
	達成目標					指標名	単位	基準値 (年度)			実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
17年度		18年度	19年度																												
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況		※左記指標は、定性的指標である。				(毎年度)	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。																							

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	第4章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 <b>【具体的手段】</b> ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局証券課

評価実施時期：平成20年8月

<p>政策名</p>	<p>利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 (平成19年度実績評価書：74頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け <b>政策Ⅱ-1-(1)-②</b></p>																																								
<p>政策の概要</p>	<p>国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえで、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応していく。</p>																																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に、利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要がある。</p> <p>(必要性) 金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠。</p> <p>(効率性) 金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配付や、国民が直接アクセスできるウェブサイトや媒体とした注意喚起等より一層の情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応することにより、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>(有効性) 各パンフレット等の活用を促進するため、地方公共団体や学校等が必要とする部数を追加無償配付することにより、各団体の積極的な取組みを支援した結果、前事務年度比で配布部数が大幅増加するなど、より多くの者が金融の知識に関心を示したことが伺え、当該取組みは効果があったものと思料。</p> <p>(反映の方向性) ・金融経済教育の充実 ・金融行政に関する広報の充実 ・多重債務者のための相談体制等の整備 ・金融ADRの改善に係るフォローアップ・具体的検討 ・国内・海外向け広報に係る体制整備 ・金融サービスの利用者に対する相談体制強化</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1263 1230 1655"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況							多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。																		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																												
				17年度	18年度	19年度																																				
国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況							多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 財政運営と構造改革に関する基本方針2006 経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日 平成18年7月7日 平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (5) 生産性向上型の5つの制度インフラ ③カネ：金融の革新 (中略) 国民一人一人への金融経済教育等の充実を図る 第4章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 【具体的手段】 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。</p>																																							

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画企業開示課

<b>政策名</b>	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実  (平成19年度実績評価書：90頁)	<b>番号</b>	<b>政策体系上の位置付け</b>  政策Ⅱ-1-(2)-①																												
<b>政策の概要</b>	金融商品取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為に必要不可欠なものであることから、ディスクロージャー制度の不断の整備を図っていく。また、ディスクロージャーの電子化により、発行体企業における開示手続等や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、証券市場の活性化に資することが期待されるため、EDINET（電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進していく。																														
<b>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【政策評価の概要】</b> (総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めて行く必要がある。</p> <p>(必要性) 金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度を効率的に運営することは、公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠なものである。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備等を行う必要がある。 また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されることから、EDINETを利用したディスクロージャーの電子化を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) ディスクロージャー制度の整備を図ることで、投資家の投資判断に必要な情報の提供を適正に行うことができる。 また、EDINETの再構築を実施し、XBRLを導入することにより開示情報の二次利用性を高め、開示書類等の利用者の利便性向上等を図るとともに、類似機能の統合等を行うことによりコスト削減等を行っている。</p> <p>(有効性) 金融商品取引法における、四半期報告制度、内部統制報告制度等の制度整備及びその円滑な施行により、開示制度の充実・強化が図られ、金融・資本市場の透明性・公正性が一層確保されるものと考えている。 また、最適化後の新EDINETへのXBRLの導入により開示情報の二次利用性が高まることは、証券市場の活性化に資するものと考えている。</p> <p>(反映の方向性) ・ディスクロージャー制度の充実に向けた開示関連の企画等の強化 ・XBRLの国際的相互運用性の確保やEDINETの機能強化・基盤整備</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</td> <td>開示制度にかかわる広報活動の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資家等がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資家を保護することを目指す。</td> </tr> <tr> <td>EDINETサイトへのアクセス件数</td> <td>千件/月</td> <td></td> <td>277</td> <td>321</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	開示制度にかかわる広報活動の状況							有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資家等がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資家を保護することを目指す。	EDINETサイトへのアクセス件数	千件/月		277	321	1,000	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																	
				17年度	18年度	19年度																									
投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	開示制度にかかわる広報活動の状況							有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資家等がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資家を保護することを目指す。																							
	EDINETサイトへのアクセス件数	千件/月		277	321	1,000																									
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																												

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室

<b>政策名</b>	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 (平成19年度実績評価書：97頁)	<b>政策体系上の位置付け</b>  政策Ⅱ－1－(2)－②																														
<b>政策の概要</b>	我が国会計基準は、企業会計基準委員会（ASBJ）において、精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて遜色のない高品質なものとなっています。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していく。																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（会計のコンバージェンスに関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>                  経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準を巡る国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要であり、また海外当局との対話の促進を図っていくことが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>                  金融庁と国内関係者は、連携して十分な意見交換を行いながらコンバージェンスへの対応を進めてきており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に効率的に対応してきていると考えている。</p> <p><b>(有効性)</b>                  金融庁と国内関係者は、企業会計審議会企画調整部会において示された官民一体の方針に基づき、コンバージェンスに対応してきており、「金融商品に関する会計基準」の改正、「工事契約に関する会計基準」、「持分法に関する会計基準」、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準」等の策定・公表など、会計基準の整備が着実に進められており、企業による財務報告の適正化を通じた我が国金融・資本市場の信頼性の向上に寄与したものと考えている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計基準のコンバージェンスの重要性に関する情報発信等</li> <li>・会計基準等を巡る国際的な議論への積極的な参加</li> <li>・ASBJにおける会計基準、実務指針などの整備・改善に向けた活動の支援</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進</td> <td>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準を巡る国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況		※左記指標は、定性的指標である。					経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準を巡る国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。									
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
			17年度	18年度	19年度																											
国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況		※左記指標は、定性的指標である。					経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準を巡る国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等  経済財政改革の基本方針2006	年月日  平成18年7月7日	記載事項(抜粋)  第2章 成長力・競争力を強化する取組 5. 民の力を引き出す制度とルールの改正 (2) 市場活力と信頼の維持と向上(企業のガバナンス) ・適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成21年度に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。																													

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、  
総務企画局総務課審判手続室

評価実施時期：平成20年8月

政策名	公認会計士監査の充実・強化  (平成19年度実績評価書：103頁)	番号	政策体系上の位置付け																																
				政策Ⅱ-1-(2)-③																															
政策の概要	我が国の資本市場が、「貯蓄から投資へ」の流れの中、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（監査監督に関する国際的動向等）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況等のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実施することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。</p> <p>(効率性) 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの審査を的確に行い、監査事務所の監査の質の向上のための自主的な取組みを促すという観点も踏まえつつ検査を実施することで、厳正な会計監査の確保に努めている。</p> <p>(有効性) 改正公認会計士法の関係政令・内閣府令等の整備は、同法の円滑かつ有効な施行に資するものである。品質管理レビューの審査、監査法人等に対する検査及び監督等を行うことは、公認会計士、監査法人の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に資するものである。</p> <p>(反映の方向性) ・改正公認会計士法及び関係政令・内閣府令等の円滑な実施 ・監査基準等の整備 ・公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ・監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等 ・諸外国の監査監督機関との協力・連携</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td>監査関連制度の整備状況 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※左記指標は、主に定性的指標である。</p>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	厳正な会計監査の確保を図ること	監査関連制度の整備状況 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況							公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。									
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																								
17年度					18年度	19年度																													
厳正な会計監査の確保を図ること	監査関連制度の整備状況 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況							公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成20年8月

<p>政策名</p>	<p>金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 (平成19年度実績評価書：111頁)</p>	<p>番号</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅱ-2-(1)-①</p>																							
<p>政策の概要</p>	<p>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが重要である。そこで、金融機関等の法令等遵守態勢の確立を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととする。</p>																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっている。従って、今後とも、金融機関の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要である。</p> <p>(効率性) 引き続き、行政処事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって再発防止に努めるとともに、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく。 また、改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のための貸金業統計システム等の整備及び、利用者保護の観点からカウンセリング機能の充実を図るため、クレジットカウンセリング協会の指導・監督を行う。</p> <p>(有効性) 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られた。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであり、これにより関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築につながった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳正かつ迅速な行政処分</li> <li>・ 金融機関の業務改善に向けた取組みのフォローアップ</li> <li>・ 処事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等を通じた法令等違反行為の再発防止</li> <li>・ 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の充実</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1518 1230 1798"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること</td> <td>金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況		※左記指標は、定性的指標である。					預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値						目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				17年度	18年度	19年度																				
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況		※左記指標は、定性的指標である。					預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																							



# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：証券取引等監視委員会事務局総務課、総務企画局総務課審判手続室

評価実施時期：平成20年8月

<p><b>政策名</b></p>	<p>取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 (平成19年度実績評価書：118頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け <b>政策Ⅱ-3-(1)-①</b></p>																																																															
<p><b>政策の概要</b></p>	<p>証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、調査・検査等の市場監視活動を行い、これらの結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処する。 【根拠法令】金融商品取引法第194条の7第2項及び第3項、第210条等</p>																																																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する金融・資本市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び金融・資本市場に対する投資者の信頼の保持に向けた市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行う必要がある。</p> <p>(効率性) 金融・資本市場を巡る環境の変化、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備の進展及び金融商品取引法の施行による検査・調査等の対象・範囲の拡大などにより、市場監視において期待される証券監視委員会の役割が益々大きくなっている状況のもとで、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するなど、的確かつ効率的な検査・調査等を実施している。</p> <p>(有効性) 金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査などの市場監視活動の結果、取引の公正を損なうなど法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件としての告発を行うなどの厳正な対応により、不公正な取引の未然防止の抑止力として機能している。</p> <p>(反映の方向性) ・必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実 ・金融・資本市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応するための証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査等の戦略的な実施 ・審判手続の開始を決定した事件に関し、審判手続の適切かつ迅速な運営</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="422 1272 1201 1686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する</td> <td>情報受付件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>7,526</td> <td>6,485</td> <td>5,841</td> <td rowspan="8">取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。</td> </tr> <tr> <td>取引審査実施件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>875</td> <td>1,039</td> <td>1,098</td> </tr> <tr> <td>証券検査実施件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>183</td> <td>192</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>証券検査に係る勧告件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>パブリックコメント実施状況等</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>課徴金調査(不公正取引に係る勧告件数)</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>課徴金調査(開示検査)に係る勧告件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>犯則事件の告発件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する	情報受付件数	件	—	7,526	6,485	5,841	取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。	取引審査実施件数	件	—	875	1,039	1,098	証券検査実施件数	件	—	183	192	233	証券検査に係る勧告件数	件	—	29	28	28	パブリックコメント実施状況等	件	—	1	1	1	課徴金調査(不公正取引に係る勧告件数)	件	—	9	9	21	課徴金調査(開示検査)に係る勧告件数	件	—	0	5	10	犯則事件の告発件数	件	—	11	13	10
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																			
				17年度	18年度	19年度																																																											
市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する	情報受付件数	件	—	7,526	6,485	5,841	取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。																																																										
	取引審査実施件数	件	—	875	1,039	1,098																																																											
	証券検査実施件数	件	—	183	192	233																																																											
	証券検査に係る勧告件数	件	—	29	28	28																																																											
	パブリックコメント実施状況等	件	—	1	1	1																																																											
	課徴金調査(不公正取引に係る勧告件数)	件	—	9	9	21																																																											
	課徴金調査(開示検査)に係る勧告件数	件	—	0	5	10																																																											
	犯則事件の告発件数	件	—	11	13	10																																																											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p><b>施政方針演説等</b></p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p> <p>金融・資本市場競争力強化プラン</p>	<p><b>年月日</b></p> <p>平成19年6月19日</p> <p>平成19年12月21日</p>	<p><b>記載事項(抜粋)</b></p> <p>第2章 成長力の強化 2. グローバル化改革 (2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」の策定 ③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備 平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。</p> <p>1. 信頼と活力のある市場の構築 2. 市場の公正性・透明性の確保 (2) 市場監視機能の強化 ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化 我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金制度の見直しを含む市場監視機能の強化に対応するため、引き続き証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化を図る。</p>																																																														

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局市場課、監督局証券課

<b>政策名</b>	取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化  (平成19年度実績評価書：131頁)	<b>政策体系上の位置付け</b>  政策Ⅱ-3-(1)-②																					
<b>政策の概要</b>	<p>証券取引所は、有価証券市場の開設者として、市場の公正性・透明性を確保するよう努めることが求められているため、規制当局自身の取組みのみならず、証券取引所の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要である。</p> <p>また、市場仲介者としての証券会社の業務の信頼性を向上させ、市場の公正性・透明性を確保する観点から、証券会社の市場仲介者としての機能等が発揮されることが必要である。</p>																						
<b>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善等を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b> 市場の公正性・透明性を確保するためには、証券取引所の持つ自主規制機能や証券会社の市場仲介者としての機能等が適正に発揮される必要があり、関係者の取組みが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b> 市場における公正性・透明性を確保するためには、規制当局の取組みのみならず、取引所や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要がある。このため、証券取引所の機能強化に向けた東証関係規則が改正されたほか、証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた取組みが日証協で行われるなど、市場における公正性・透明性を確保するための市場関係者の取組みの強化が円滑に進んだ。</p> <p><b>(有効性)</b> 証券取引所や日証協が各諸規則を改正等するなどの市場関係者の取組みの強化は、市場の公正性・透明性の向上に資するものと考えている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券取引所の機能強化に向けた取組み</li> <li>・自主規制機関との適切な連携等</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17事務年度</th> <th>18事務年度</th> <th>19事務年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること</td> <td>証券取引に関する苦情・相談の内容・件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>11,210</td> <td>10,342</td> <td>12,769</td> <td>—</td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17事務年度	18事務年度	19事務年度	市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること	証券取引に関する苦情・相談の内容・件数	件	—	11,210	10,342	12,769	—	国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
			17事務年度	18事務年度	19事務年度																		
市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること	証券取引に関する苦情・相談の内容・件数	件	—	11,210	10,342	12,769	—	国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。															
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																				

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局市場課、総務企画局政策課、監督局、証券課、証券取引等監視委員会事務局

政策名	個人投資家の参加拡大 (平成19年度実績評価書：138頁)	番号	政策体系上の位置付け																						
			政策Ⅲ－1－(1)－①																						
政策の概要	<p>銀行に過度にリスクが集中する金融システムから脱却し、幅広い主体によるリスクテイクが行われ、経済成長を支える強靱な金融システムを構築するため、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備が課題となっている。</p> <p>また、少子高齢化が進展していく中で、国民一人ひとりがより豊かさを実感できる社会を構築していくためには、個人金融資産に対して適切な投資機会を提供していくことが重要となる。</p>																								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 政策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、幅広い投資家の参加する厚みのある金融・資本市場を目指すための取組み等）を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b> 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金を適切に行っていくことが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b> 19年9月に本格的に施行した金融商品取引法の適切かつ円滑な実施に向けて、20年2月に質疑応答集を公表したが、今後も必要に応じルールの変更の周知・明確化等を図る。また、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（20年6月）し、今後、適切かつ円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備に取り組むほか、個人投資家のリスク資産に投資しやすい環境の整備に取り組む。</p> <p><b>(有効性)</b> 19年9月に本格的に施行した金融商品取引法の円滑な実施に向けて、20年2月に公表した質疑応答集の周知を図るとともに、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を円滑に施行し、課徴金制度を整備すること、及び金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進を図ることは、金融・資本市場の公正性・透明性の確保及びリスク資産に投資しやすい環境の整備につながることから、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に資すると考えている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>19年9月に本格的に施行した金融商品取引法の施行状況等を注視し、必要に応じたルールの変更の周知・明確化等</li> <li>「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑かつ適切な施行に向けた政令・内閣府令の整備</li> <li>金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること</td> <td>個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>9.3</td> <td>—</td> <td>良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等	%	—	11.2	11.2	9.3	—	良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				17年度	18年度	19年度																			
個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等	%	—	11.2	11.2	9.3	—	良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。																						
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁がとりまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。																						

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局企画課調査室

<p>政策名</p>	<p>金融・資本市場等の機能拡充 (平成19年度実績評価書：147頁)</p>	<p>番号</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅲ-1-(2)-①</p>																							
<p>政策の概要</p>	<p>「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月）や金融審議会答申等を踏まえ、金融・資本市場の構造改革の一環として、金融・資本市場の機能拡充に向けた取組みを行ってきた。19年からは、「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、金融・資本市場の競争力の強化に向けた取組みを推進している。 また、各種の振替制度を円滑に稼動するため、所要の制度整備を行い、その着実な実施に取り組む必要がある。さらに、決済については、システムの安全性等をより一層向上させることが重要であることから、決済を巡る環境変化を踏まえ、決済に関し総合的に幅広く検討を行い、論点を整理する。</p>																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（市場強化プランの残された課題等への取組みや、決済全般についての検討）を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b> 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくためには、金融・資本市場等の機能を拡充し、我が国金融・資本市場の競争力を強化していく必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b> 20年6月に、市場強化プランの進捗についてフォローアップする等、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた取組みを着実に推進している。</p> <p><b>(有効性)</b> 我が国金融・資本市場の競争力強化のため、必要な施策を盛り込んだ包括的な政策パッケージである市場強化プランの着実な実施は、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に資するものである。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場強化プランに盛り込まれた残された課題の着実な実施</li> <li>金融商品取引法等の一部改正法の円滑かつ適切な施行</li> <li>21年1月の株式等振替制度の円滑な稼動に向けた投資家・株主等に対する周知・広報活動の実施及び市場関係者におけるシステムの構築や事務態勢の整備の着実な実施</li> <li>決済システムの整備・強化に向けた取組みの推進</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="391 1680 1220 1915"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・資本市場等の機能が拡充すること</td> <td>金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築するとともに、効率的な資金決済サービスを実現するための環境整備を進める。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	金融・資本市場等の機能が拡充すること	金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況		※左記指標は、定性的指標である。					利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築するとともに、効率的な資金決済サービスを実現するための環境整備を進める。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値						目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				17年度	18年度	19年度																				
金融・資本市場等の機能が拡充すること	金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況		※左記指標は、定性的指標である。					利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築するとともに、効率的な資金決済サービスを実現するための環境整備を進める。																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第169回国会施政方針演説</p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日</p> <p>平成20年1月18日</p> <p>平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。</p> <p>「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。</p>																							

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課

政策名	I Tの戦略的活用  (平成19年度実績評価書：157頁)	番号	政策体系上の位置付け																													
	政策Ⅲ-1-(2)-②																															
政策の概要	我が国金融機関のIT投資が国際的に見て遅れ、ITコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、ITの戦略的活用を促すことにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 現時点では、成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けて業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。</p> <p>(必要性) 電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化に資する決済インフラとして利用されるなど新たな金融インフラとなるものであり、円滑な導入に向けて政令・内閣府令等の整備や電子記録債権機関の設立に向け関係機関と連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みが必要である。</p> <p>(効率性) ・電子記録債権法の施行日は、公布の日より1年6月を超えない範囲の政令で定める日とされており、適切かつ円滑な施行に向けて、引き続き政省令等の整備に取り組むほか、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と適切に連携をとっている。 ・FISC(財団法人 金融情報システムセンター)と共同で研究を実施したほか、FISCのシステム監査セミナーで当庁職員が金融分野の情報セキュリティについて講演するなど、連携を図っている。</p> <p>(有効性) ・電子記録債権の利用が実現・普及していくことにより、電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等が期待される。 ・FISCのシステム監査セミナーにおける当庁職員の講演に関して実施された研修生アンケートにおいて、回答者の概ね5割から分りやすかったとの回答を得ており、金融機関のシステム監査の充実、情報セキュリティ意識の向上に資していると考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ・電子記録債権法の政令・内閣府令等の整備 ・電子記録債権に係る実務・運用のあり方についての検討 ・金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上の促進</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融インフラ等がIT化等に対応したものとすること</td> <td>電子記録債権法の関係政令・内閣府令の整備等の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。</td> </tr> <tr> <td>セミナー参加者に対するアンケート調査の結果</td> <td>比率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19年度の結果は回答者のおおむね5割から「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」との回答を得ている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	金融インフラ等がIT化等に対応したものとすること	電子記録債権法の関係政令・内閣府令の整備等の状況							利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。	セミナー参加者に対するアンケート調査の結果	比率				19年度の結果は回答者のおおむね5割から「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」との回答を得ている。	
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																	
17年度					18年度	19年度																										
金融インフラ等がIT化等に対応したものとすること	電子記録債権法の関係政令・内閣府令の整備等の状況							利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。																								
	セミナー参加者に対するアンケート調査の結果	比率				19年度の結果は回答者のおおむね5割から「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」との回答を得ている。																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	第2章成長力の強化 1. 成長力加速プログラム 1 成長力底上げ戦略【具体的手段】 (3) 中小企業底上げ戦略 ② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ(業種横断的な共通基盤対策) ・ IT化・機械化・経営改善(コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権の推進、(後略))																													

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局市場課、総務企画局総務課国際室、総務企画局総務課

政策名	我が国金融・資本市場の国際化への対応 (平成19年度実績評価書：162頁)	番号	政策体系上の位置付け																																																				
			政策Ⅲ-1-(3)-①																																																				
政策の概要	<p>我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題であり、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向けた取組みを進めていく必要がある。</p> <p>アジアの金融・資本市場の健全な発展は、我が国を含めたアジア経済の安定的な成長にとって不可欠であり、アジアの金融拠点としての我が国金融・資本市場および金融機関がより大きな役割を果たしていくことが求められている。これを踏まえ、アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化等の取組みを進めていく必要がある。</p>																																																						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（市場強化プランの残された課題等へのスピード感を持った取組み）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場の競争力強化が必要である。また、我が国がアジアの拠点として機能していくためには、アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化が必要である。</p> <p>(効率性) 20年6月に、市場強化プランの進捗状況を公表する等、我が国の競争力強化に向けた取組みを着実に推進している。また、アジアの金融監督当局との情報交換・連携強化に取り組んでいるほか、アジアの資本市場育成と消費者保護保制度の研究に取り組んでいる。</p> <p>(有効性) 市場強化プランの着実な実施や、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行等による新たな枠組みの下、金融機関等が創意工夫を発揮し、競争力強化が図られることにより、我が国金融・資本市場の国際化への対応に資すると考えている。また、日本とアジアの金融・資本市場を資金運用者・調達者にとって魅力的な市場とし、アジアの資金をアジアで循環させる経路を発展させていく観点からも、引き続き我が国金融・資本市場の機能強化を図り、アジアの金融監督当局間の連携を強化していくことは有効と考えている。</p> <p>(反映の方向性) ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に向けた関係政府令の整備 ・アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年(年度)</th> <th>18年(年度)</th> <th>19年(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること</td> <td>「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等</td> <td>回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>—</td> <td rowspan="4">今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とわけてアジアの成長にも貢献することが期待される。</td> </tr> <tr> <td>世界の金融・資本市場に占める日本のシェア(時価総額ベース)</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>10.8</td> <td>8.9</td> <td>6.9</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各国取引所の時価総額比較(日本)</td> <td>億ドル</td> <td>—</td> <td>45,729</td> <td>46,141</td> <td>41,581</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対外・対内証券投資総額</td> <td>兆円</td> <td>—</td> <td>▲3.2</td> <td>12.5</td> <td>12.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各国取引所における内外の上場企業数の推移(日本)</td> <td>社</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>35</td> <td>25</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年(年度)	18年(年度)	19年(年度)	我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること	「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等	回	—	—	—	15	—	今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とわけてアジアの成長にも貢献することが期待される。	世界の金融・資本市場に占める日本のシェア(時価総額ベース)	%	—	10.8	8.9	6.9	—	各国取引所の時価総額比較(日本)	億ドル	—	45,729	46,141	41,581	—	対外・対内証券投資総額	兆円	—	▲3.2	12.5	12.0	—	各国取引所における内外の上場企業数の推移(日本)	社	—	60	35	25	—	
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																												
17年(年度)					18年(年度)	19年(年度)																																																	
我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること	「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等	回	—	—	—	15	—	今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とわけてアジアの成長にも貢献することが期待される。																																															
	世界の金融・資本市場に占める日本のシェア(時価総額ベース)	%	—	10.8	8.9	6.9	—																																																
	各国取引所の時価総額比較(日本)	億ドル	—	45,729	46,141	41,581	—																																																
	対外・対内証券投資総額	兆円	—	▲3.2	12.5	12.0	—																																																
各国取引所における内外の上場企業数の推移(日本)	社	—	60	35	25	—																																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																				
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。																																																				
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。																																																				

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課

評価実施時期：平成20年8月

政策名	地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化  (平成19年度実績評価書：172頁)	番号	政策体系上の位置付け																														
				政策Ⅲ-1-(4)-①																													
政策の概要	<p>中小・地域金融機関は、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のため、地域密着型金融の推進を図っていく必要があり、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づきその推進を図る。 また、中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進等、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組む。</p>																																
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 地域経済の活性化のために、事業再生の取組みや、地域金融機関の経営力の強化の取組み、利用者の利便性の向上の取組みなど、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。 また、中小企業の再生・活性化を図るため、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法を徹底すること等により、中小企業を含む健全な取引先への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化する必要がある。</p> <p>(効率性) 金融サービス利用者相談室に寄せられた、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関する情報を検査・監督において適切に活用するとともに、中小企業の実態に即した的確な検査の実施等の取組みを行うことにより、中小企業金融の実態等の効率的な把握が進んでいる。</p> <p>(有効性) 「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」によると、地域密着型金融の取組み全体については積極的な評価が5割以上を占めており、地域密着型金融の推進を図るために有効なものとなっている。 中小企業金融の円滑化の状況については、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進や、中小企業再生支援協議会を活用した事業再生等は概ね増加しており、一定の成果が見られている。また、「(中小企業に対する)貸出態度判断D. I.」が引き続きプラスで推移する等の成果が上がっており、中小企業金融の円滑化を図るために有効なものとなっている。</p> <p>(反映の方向性) ・監督指針に基づく恒久的枠組みの中で各中小・地域金融機関の自主的な取組みを促し、それらの取組みについて定期的にフォローアップするなど、地域密着型金融を引き続き推進。 ・地域金融機関が事業再生等、地域密着型金融についての取組みを一層進めていくため、「地域密着型金融に関するシンポジウム」の開催による有識者を交えた意見交換等が有効かつ必要。 ・中小企業の再生・活性化を図るため、引き続き、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法を徹底等。 ・原油・原材料価格の高騰等の影響を受ける中小企業等において収益圧迫や資金繰りの厳しさが増し、地域経済・中小企業を巡る環境は厳しくなっていることから、金融円滑化ホットラインの活用など、より一層地域経済・中小企業金融の実態把握に努めるとともに、中小企業金融の円滑化に向け、適切な対応を行なっていくことが必要。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>○年度</th> <th>○年度</th> <th>○年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること</td> <td>地域密着型金融の推進の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> <td rowspan="2">中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中小企業金融の円滑化の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	○年度	○年度	○年度	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること	地域密着型金融の推進の状況						毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。		中小企業金融の円滑化の状況						毎年度
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																		
○年度					○年度	○年度																											
地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること	地域密着型金融の推進の状況						毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。																									
	中小企業金融の円滑化の状況						毎年度																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																														
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<p>第2章 成長力の強化 1-Ⅱ-(2)-②地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。</p>																														

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課協同組織金融室、総務企画局企画課信用制度参事官室

評価実施時期：平成20年8月

政策名	「官から民へ」の改革に対する適切な対応 (平成19年度実績評価書：181頁)	番号	政策体系上の位置付け
			政策Ⅲ-1-(5)-①

政策の概要	郵政民営化や政策金融改革の確実な実施を図るため、政府の方針や法令に従い、金融庁として適切に対応していく必要がある。
-------	---

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 郵政民営化や政策金融改革の確実な実施を図るため、政府の方針や法令に従い、適切に対応していく必要がある。</p> <p>(効率性) 郵政民営化や政策金融改革の関連政令・府令の整備等、政府の方針や法令に従い、郵政民営化や政策金融改革が円滑・確実に実施されるよう、適切に対応した。</p> <p>(有効性) 郵政民営化に伴う政省令等の整備、実施計画の認可により、郵政民営化の実施及び政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応等については順調に推移した。</p> <p>(反映の方向性) ・引き続き関係省庁との連携を図りながら、郵政民営化や政策金融改革が円滑に実施されるよう適切に対応していく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>○年度</th> <th>○年度</th> <th>○年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること</td> <td>「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	○年度	○年度	○年度	「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること	「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況							郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。
	達成目標					指標名	単位	基準値 (年度)			実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方							
○年度		○年度	○年度																			
「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること	「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況							郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。														

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、(中略)郵政民営化については、本年10月から確実に実施します。
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	①郵政民営化の確実な実施 「郵政民営化法」の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。 ②政策金融改革の確実な実施 平成20年10月からの政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成20年度末における政策金融の貸付残高の対GDP比を平成16年度末に比べて半減させる。
	第168回国会所信表明演説	平成19年10月1日	本日、郵政民営化がスタートしました。利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。



# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信託法令準備室、  
総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、監督局保険課、監督局銀行第一課

評価実施時期：平成20年8月

政策名	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 (平成19年度実績評価書：187頁)	番号	政策体系上の位置付け																																					
			政策Ⅲ-2-(1)-①																																					
政策の概要	社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために制度整備を図り、金融機関の販売チャネルの拡大等を促す。																																							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性(取組みの状況に関するモニタリング等)等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要がある。</p> <p>(必要性) 社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために制度整備を図り、金融機関の販売チャネルの拡大等を促す必要がある。</p> <p>(効率性) 規制緩和等が利用者保護や金融機関の健全性等に及ぼす影響にも留意しつつ、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大等を促す制度整備を図る。</p> <p>(有効性) 金融商品取引法の施行や銀行等による保険販売の全面解禁等により、より多様で良質な金融商品・サービスの提供が可能となる制度整備が図られたほか、銀行代理業者や第二種金融商品取引業者の許可・登録等が着実に進められるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が図られている。</p> <p>(反映の方向性) ・利用者保護や銀行の健全性確保の観点に留意しつつ、銀行代理業制度等の規制緩和の検討 ・保険契約者等の保護及び利便性の観点からの、銀行等による保険販売規制に関する弊害防止措置等の見直し</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="387 1473 1278 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多様で良質な金融商品・サービスが提供されること</td> <td>関連する制度の企画・立案等の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">(毎年度)</td> <td rowspan="2">利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>金融商品・サービスの提供状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	関連する制度の企画・立案等の状況						(毎年度)	利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。	金融商品・サービスの提供状況														
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																									
17年度					18年度	19年度																																		
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	関連する制度の企画・立案等の状況						(毎年度)	利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。																																
	金融商品・サービスの提供状況																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																					
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。																																					

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、総務企画局総務課、総務企画局政策課、総務企画局政策課広報室、検査局総務課

評価実施時期：平成20年8月

<b>政策名</b>	金融行政の透明性・予測可能性の向上 (平成19年度実績評価書：192頁)	政策体系上の位置付け  政策Ⅲ-2-(1)-②																					
<b>政策の概要</b>	より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に貢献するものであることから、ノーアクションレター制度等の活用促進等ルールの更なる明確化、行政処分の公表、金融行政に関する広報の充実等を図っていく。																						
<b>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b> 国内のみならず対外的にも我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことが必要である。また、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表が必要である。</p> <p><b>(効率性)</b> 日本語版金融庁ウェブサイトについてのみ行っている新着情報メール配信サービスについては、利用者ニーズに応じて、英語版金融庁ウェブサイト、証券取引等監視委員会ウェブサイト（英語・日本語）、公認会計士・監査審査会ウェブサイト（日本語）にも拡張し、ウェブサイト利用者へのサービス向上を図った。</p> <p><b>(有効性)</b> 行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制が図られたものと考えられ、またノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資した。 また、「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート」において、金融行政の透明性・予測可能性については、8割近くから「改善した」、「やや改善した」との回答を得たことから、ベター・レギュレーションの取組みについては、相応に進捗しており、当該取組みは有効なものと考えられる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベター・レギュレーションについて実務者レベルでの対話の充実</li> <li>・ 金融庁ウェブサイトの利便性の向上及び英語版ウェブサイトの掲載情報の充実</li> <li>・ 広報体制の強化</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>○年度</th> <th>○年度</th> <th>○年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融行政の透明性・予測可能性が向上すること</td> <td>金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(毎年度)</td> <td>「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※左記指標は、主に定性的指標である。 (有効性欄)を参照。</p>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	○年度	○年度	○年度	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況						(毎年度)	「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
			○年度	○年度	○年度																		
金融行政の透明性・予測可能性が向上すること	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況						(毎年度)	「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。															
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																				
	金融・資本市場競争力強化プラン	平成19年12月21日	Ⅲ. より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現 より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に貢献するものであり、以下の4点を中心とした、規制の質的改善に向けた具体策を推進していく。 ① ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ ② 優先課題の早期認識と効果的対応（リスク・フォーカス、フォワードルッキングなアプローチ） ③ 金融機関の自助努力の尊重と金融機関へのインセンティブの重視 ④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上																				

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局協同組織金融室、監督局郵便貯金・保険監督参事官室

評価実施時期：平成20年8月

<p>政策名</p>	<p>金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応  (平成19年度実績評価書：201頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け  政策Ⅲ-3-(1)-①</p>																												
<p>政策の概要</p>	<p>利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要があることから、金融機関等に対し、不正口座利用に関する情報提供及び迅速かつ適切な取組みの態勢を実施していく。</p>																													
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 預金口座の不正利用を防止するためには、金融機関等に対する不正口座利用に関する情報提供、及び金融機関における当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていく必要がある。</p> <p>(効率性) 当局より金融機関等に対する預金口座の不正利用に関する速やかな情報提供、及び業界団体を通じて傘下金融機関に対する適切な口座管理に一層努めること等の要請を行うことにより、金融機関において、不正に利用された預金口座の利用停止、強制解約等の措置が行われている。</p> <p>(有効性) 金融機関において、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まるとともに、当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、19年4月から20年3月までの間に、41,972件の利用停止、32,417件の強制解約等の措置が行われており、預金口座の不正利用防止に一定の効果がみられた。</p> <p>(反映の方向性)  <ul style="list-style-type: none"> <li>不正口座利用に関する金融機関等への情報提供</li> <li>預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について検討・態勢</li> <li>振り込め詐欺救済法の的確な運用に向けた各金融機関に対する態勢整備の促進</li> </ul> </p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="359 1422 1268 1724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融機関の預金口座を不正に利用されないこと</td> <td rowspan="2">口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況(全銀協公表)</td> <td>利用停止 (件)</td> <td></td> <td>38,740</td> <td>41,606</td> <td>41,972</td> <td></td> <td rowspan="2">利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。</td> </tr> <tr> <td>強制解約等 (件)</td> <td></td> <td>39,065</td> <td>32,622</td> <td>32,417</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況(全銀協公表)	利用停止 (件)		38,740	41,606	41,972		利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。	強制解約等 (件)		39,065	32,622	32,417	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				17年度	18年度	19年度																								
金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況(全銀協公表)	利用停止 (件)		38,740	41,606	41,972		利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。																						
		強制解約等 (件)		39,065	32,622	32,417																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																											

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

<b>政策名</b>	人材の育成・強化のための諸施策の実施 (平成19年度実績評価書：207頁)	政策体系上の位置付け  政策1-(1)-①																											
<b>政策の概要</b>	ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員がその資質の向上を図ることが前提となる。職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫など、様々な方策に取り組む。																												
<b>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                      政策の達成に向けて一定の成果が上がっているものの、環境の変化等も踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)                      金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていくことが必要である。</p> <p>(効率性)                      高度な専門知識を有する職員を育成していくため、各役職において求められる知識・能力や業務の専門性を高める研修を行うなど、研修内容の充実・強化を図っていく必要がある。また、金融実務に関する専門的な研修については、職員が必要とする研修科目を選択受講できるよう受講機会の拡大を図るなど、効率的な実施を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性)                      金融実務に関する専門的な研修について、「テーマ別研修」の新設等、受講機会を拡大したことなどから、受講人数が前年度に比べ増加しており、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があったものと考えている。</p> <p>(反映の方向性)                      ・研修内容の充実・強化                      ・任用体制の確立・任用の柔軟化</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政ニーズに応じた人材の育成・確保</td> <td rowspan="2">研修の実施状況等 (対前年度比で測定)</td> <td>受講コース</td> <td>(17年度)</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td></td> <td rowspan="2">金融・資本市場の複雑化や国際化に対応していくためには、金融庁人材強化プログラムに基づき、高度な専門知識を有する職員の育成が必要不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>受講者数 (人)</td> <td>(17年度)</td> <td style="text-align: center;">3,120</td> <td style="text-align: center;">3,467</td> <td style="text-align: center;">5,372</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	行政ニーズに応じた人材の育成・確保	研修の実施状況等 (対前年度比で測定)	受講コース	(17年度)	41	51	58		金融・資本市場の複雑化や国際化に対応していくためには、金融庁人材強化プログラムに基づき、高度な専門知識を有する職員の育成が必要不可欠である。	受講者数 (人)	(17年度)	3,120	3,467	5,372	
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
			17年度	18年度	19年度																								
行政ニーズに応じた人材の育成・確保	研修の実施状況等 (対前年度比で測定)	受講コース	(17年度)	41	51	58		金融・資本市場の複雑化や国際化に対応していくためには、金融庁人材強化プログラムに基づき、高度な専門知識を有する職員の育成が必要不可欠である。																					
		受講者数 (人)	(17年度)	3,120	3,467	5,372																							
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																										

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

評価実施時期：平成20年8月

<p>政策名</p>	<p>行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 (平成19年度実績評価書：212頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策2-(1)-①</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、業務・システムの最適化の取組みを行う。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) ①業務・システムの最適化の実施 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。ただし「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。 ②情報システム調達の適正化 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システム調達に係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</p> <p>(効率性) 情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行い、情報システム調達の適正化に取り組んだ。また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図った。</p> <p>(有効性) ①「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」②「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」③「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。 ①については平成21年度から業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれ、②については平成20年度から業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。③については金融庁ネットワークの再構築に伴い、平成18年度▲13,610千円、平成19年度▲33,105千円の経費削減が図られた。</p> <p>(反映の方向性) ・業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発等の推進 ・調達の公平性・透明性の確保</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="367 1332 1257 1841"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</td> <td>業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果</td> <td></td> <td>※上記(有効性)欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</td> </tr> <tr> <td>情報システム調達の適正化を図ること</td> <td>情報システム調達会議の開催実績</td> <td>回</td> <td></td> <td>4</td> <td>7</td> <td>6</td> <td></td> <td>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果		※上記(有効性)欄を参照。					「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。	情報システム調達の適正化を図ること	情報システム調達会議の開催実績	回		4	7	6		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
				17年度	18年度	19年度																											
可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果		※上記(有効性)欄を参照。					「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。																									
情報システム調達の適正化を図ること	情報システム調達会議の開催実績	回		4	7	6		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日 平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第2章 成長力の強化 Ⅰ 成長力加速プログラム Ⅱ サービス革新戦略 (1) IT革新 ③ 世界最先端の電子政府の実現 5年以内を目途に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、ユーザーの視点に立った利便性の向上等を念頭に置き、紙をベースとした既存の手續を根本的に見直し、業務・システムの最適化等の施策を講ずる。</p>																														

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局企画課研究開発室

<b>政策名</b>	専門性の高い調査研究の実施  (平成19年度実績評価書：219頁)	<b>番号</b>	政策体系上の位置付け  政策2-(2)-①																																							
<b>政策の概要</b>	金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展している。金融情勢の変化に的確に対応し、適切な行政運営を確保するため、専門性の高い調査研究を行い、庁内へのフィードバックを一層充実させる。																																									
<b>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                      政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>                      近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、急激に高度化、複雑化、国際化が進んでおり、また、諸外国の金融環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みると、以前にも増して諸外国の金融制度や金融情勢の調査・比較検討が求められているなど、あらゆる分野において専門性の高い調査研究の実施が必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>                      研究官等による研究結果をディスカッションペーパーおよびF S Aリサーチレビューで公表し、職員にフィードバックすることで、職員の専門性・先見性向上に貢献している。また、外部有識者を招いて研究会、勉強会等を行うことにより、職員の専門性・先見性向上の機会が提供され、関係部局との相互交流が促進されたと考えている。</p> <p><b>(有効性)</b>                      研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会などを通じ、庁内職員が学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されるなど、職員の専門性・先見性の向上のために有効であると考えている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究内容の拡充、職員の専門性・先見性の向上</li> <li>・ 研究成果の活用方法等の充実</li> <li>・ 庁内外との情報交流の充実、研究活動の更なる向上</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>○年度</th> <th>○年度</th> <th>○年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融行政の専門性向上のための調査研究や情報収集・分析を行い庁内へ提供すること</td> <td>金融行政の専門性向上のための調査研究の実施状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(毎年度)</td> <td>金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	○年度	○年度	○年度	金融行政の専門性向上のための調査研究や情報収集・分析を行い庁内へ提供すること	金融行政の専門性向上のための調査研究の実施状況		※左記指標は、定性的指標である。				(毎年度)	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。																		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																												
				○年度	○年度	○年度																																				
金融行政の専門性向上のための調査研究や情報収集・分析を行い庁内へ提供すること	金融行政の専門性向上のための調査研究の実施状況		※左記指標は、定性的指標である。				(毎年度)	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。																																		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																																							